

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月9日に支給された賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を6万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月

私は、平成 18 年 8 月に A 社から賞与を受け取ったが、標準賞与額の記録が無かった。

申立期間における支給明細書は無いが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 18 年分給与所得の源泉徴収票、同年 1 月から同年 12 月までの期間に係る預金取引明細表、賞与支給額表及び同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間において、A 社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票及び預金取引明細表から推認される保険料控除額から、6万7,000円とすることが妥当である。

また、申立人は支給明細書を所持していないが、同僚のオンライン記録から判断すると、申立期間に係る賞与の支給日は、平成 18 年 8 月 9 日であると認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、申立期間当時、社会保険関係の業務に従事していた者は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 25 日から 33 年 1 月 25 日まで
申立期間も A 社（現在は、B 社）に勤務していたので、空白期間は無いはずである。当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A 社において昭和 28 年 4 月 1 日資格取得、63 年 5 月 31 日離職となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後において、被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、供述が得られた同僚のうちの一人は、「いつ頃か思い出せないが、申立人は会社に来ていなかった時期があったと思う。」と供述している。

また、上記の申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の同僚については、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立人及び複数の同僚の雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日が異なっていることが確認できることから判断すると、当該事業所では従業員について、厚生年金保険の取扱いが一律でなかったことがうかがえる。

さらに、当時の事業主は既に死亡しているため、現在の事業主に対し照会を行ったが、回答が得られなかった上、前述の同僚は、いずれも「保険料控除については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿によると、昭和 33 年 1 月から 34 年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 22 人のうち 20 人の被保険者資格取得日が訂正されていることが確認できるところ、申立人の資格取得日は、

33年2月25日から同年1月26日に訂正処理されていることが確認できる。これらの訂正について、年金事務所は、「当時の算定基礎届の事業所調査により判明した記録訂正と推測され、通常このような訂正処理は事業主の承諾を得た上で訂正届を提出させてからの処理となる。」と回答しており、申立人の資格取得日に不自然さはない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。